

平成23年3月30日

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 竹内 功 様

可燃物処理施設整備検討委員会
委員長道上正規



可燃物処理施設整備の検討に係る第2次報告について

このことについて、本委員会において慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので報告する。

記

本報告書は、可燃物処理施設整備検討委員会設置要綱第2条第1項に規定する審議事項のうち、処理規模について審議した結果を取りまとめたものである。

審議においては、現在計画している施設規模について、構成市町のごみ減量化や人口推計の状況を踏まえて、重点的に審議したものである。

報 告 書
(第2次)

平成23年3月

可燃物処理施設整備検討委員会

可燃物処理施設の施設規模について

鳥取県東部広域行政管理組合（以下「東部広域」という。）が計画を進めているごみ処理広域化施設の施設規模は、平成18年2月の第1次報告書で概ね360t／日が適当であると提案した。

その後、東部広域では、平成18年度までの実績を基に施設規模を平成20年2月に見直し、現在は330t／日として公表しているが、平成19年度以降、各市町では「ごみの有料化」等の多様なごみ減量化の施策が講じられ、大幅にごみの排出量が抑制されてきたところから、本委員会に対し、再度施設規模について、検証を求められたため、報告書を提出するものである。

1 施設規模の見直しの経過及び考え方

(1) 現在設定している施設規模

現在の施設規模330t／日は、鳥取市が平成19年10月に「ごみの有料化」を実施する前の平成18年度までの実績を基に、平成20年2月に算出したものである。

(2) 鳥取市の「ごみ有料化」

鳥取市では、「ごみの有料化」実施後、急激にごみの減量化が進み、リバウンドが懸念されたが、現在ではごみの排出量は安定してきている。

(3) 施設規模見直しの考え方

平成21年度までのごみ排出量の実績と鳥取市第9次総合計画の推計人口及び各町の人口推計を基に、施設規模の見直しを行ったものである。

2 施設規模の設定

新施設の施設規模は、稼働後、最も多いごみを処理することが予測される平成29年度を目標年次とし、推計した排出量198t／日を基に試算した結果、270t／日の能力があれば処理は可能である。

【施設規模】

$$198\text{t}/\text{日} \div \text{実稼働率}(0.767) \div \text{調整稼働率}(0.96) = 269\text{t}/\text{日}$$

$$269\text{t}/\text{日} \div 3\text{炉} = 90\text{t}/\text{炉} \times 3\text{炉} = 270\text{t}/\text{日}$$

3 付帯意見

施設規模については、今後のごみの減量化等の状況やプラスチックごみ等処理対象物の取り扱い、災害ごみの処理計画を再度精査していくことが必要である。